

g 不開示部分⑦

不開示部分⑦は、昭和34年10月19日付け「伊関●●会談に関する件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 伊関局長より先般14日の沢田、伊関、勝野、許、柳、兪の六者会談に触れ、補償金の問題が議論されたが、先方は右は日本側の志いかんによるものと述べ、具体案を提示しなかったが、一定の補償金さえもらえば、先年の朝鮮事変の際の例にも鑑み、朝鮮側としては、避難民等の処置については経験と自信があるような口ぶりであった。■■■不開示部分⑦■■■

h 不開示部分⑧

不開示部分⑧は、昭和34年11月13日付け「日韓会談及朝鮮無煙炭輸入に関し在京米側と会談に関する件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 日韓会談 南鮮帰還及び残留朝鮮人の処遇に関する共同宣言案なるものが韓国側から提案されたことはご承知のとおりであるが、右案には難点が2つある。そのうちの財産持ち帰りに制限を課されないという点は、帰還の際、全部持ち帰ることはできなくとも事後に送金その他の方法により実質的には全部持ち帰ったと同様の効果をあげることは何とか解決方法もあろうかと思われるが、■■■不開示部分⑧■■■今回韓国側がかくのごとき提案を行った底意はこれによって北鮮帰還者をなるべく多数南鮮に引き付けたい点にあるかと察せられるが、もし韓国が真剣に北鮮帰還者の数を少なくしたいならば韓国政府自ら南鮮帰還者に対しては北鮮

帰還者よりもはるかに優れた待遇が与えられ、南鮮帰還が魅力あることを徹底させるべきで、右阻止計画に日本を引き入れて片棒を担がせようとするには余りに虫が良すぎる。(以下略)

(1) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①から不開示部分③まで

通し番号2-49の文書の一部開示部分には、抑留者相互送還問題等(韓国帰国者補償金問題)につき、昭和34年12月当時の日本、韓国、米国間の交渉等の概要が記録されており、⑦ 日米間の協議により、米国側としては、日本が対韓援助を行うときまでの時間的なギャップをカバーするため、北朝鮮からの避難民に対するのと同様、日本から帰還する朝鮮人の再定着を助けるため米国の一般的対韓援助計画の一部として適当な金額を、例えば、住宅建設のため支出するというにすることにするほかないことになったこと、⑧ 我が国の援助の大体の目途が、一家族(大体5人)当たり1500ドルで、3000家族(1万5000人)が帰れば、合計約500万ドルという見当であったこと等が明らかにされている(乙A42[-180-以下])。

b 不開示部分④及び不開示部分⑤

通し番号2-49の文書の一部開示部分には、抑留者相互送還問題等(韓国帰国者補償金問題)につき、昭和34年8月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており、⑦ 韓国側から、日韓全面会談の無条件再開の申出とともに抑留者の相互送還の申出があったこと、⑧ これに対し、日本側は、日韓間代の再開前に支障なく実行されること等を要望したこと、⑨ 第四次日韓会談の再開に伴い、韓国側から、在日韓人問題を解決するために法的地位委員会の業務を遅滞なく開始することの提案があり、日本側としては、米国側の要請もあり、相互送還問題を日韓会談と切り離して話し合うべく日韓両政府が非公

式会談で調整を行ったこと等が明らかにされている（乙A42[-72-以下]）。

c 不開示部分⑥

通し番号2-49の文書の一部開示部分には、抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき、昭和34年9月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており、㊸ 法的地位委員会第3回会合（9月11日開催）において、韓国側から、「韓国政府は韓国への集団帰還を一定条件の下に一定期間実施する用意がある。一定条件とは日本側が適当な補償金を支払うこと、持ち帰り財産、荷物等に制限をつけないこと等である」との提案があったこと、㊹ 米国側も、補償金問題について重大な関心を有しており、日韓双方において具体的な案が策定され相談があれば熱心に研究する用意があるとの意向を示していたこと（これに関してその時点における米国側の具体的提案も明記されている。）、㊺ 日本側からは、伊関局長の私見が韓国側に明らかにされたほか、「最も可能性ある方式としては、韓国の経済復興あるいは国土建設ないし韓国民の福祉厚生のための援助又は贈与ということが考えられるが、いずれにせよ帰還とは関係のない形にするのでなければ国内的に説明がつかない」との意向を示したこと等が明らかにされている（乙A42[-93-以下]）。

d 不開示部分⑦

通し番号2-49の文書の一部開示部分には、抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき、昭和34年10月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており、㊻ 同月14日韓国側の要請により、6者会談が行われ、補償金の問題が議論されたところ、日本側から、本件は韓国帰還問題と実際的には関係があるにしても表面的には全然別個の問題として取り扱われ、支出の根拠も全く別個のも

のとなる旨の従来の考え方を重ねて説明し、補償金額その他の条件について韓国側より提示するよう要求したこと、① これに対し、韓国側は何ら具体案を提示しなかったこと等が明らかにされている（乙A 42 [－117－以下]）。

e 不開示部分⑧

通し番号2-49の文書の一部開示部分には、抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき、昭和34年11月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており、② 島大使が同月12日在京米大使館レオンハート公使の来訪を求め、補償金問題についてのいきさつを説明するなどして米国側の了解を求めたこと、③ 上記の際、島大使が米国側に対して要旨「韓国人帰還者の定着を援助する意味で日本政府が何らかの財政的援助を行うとしても、表向きにこれを韓国人の南鮮帰還と結びつけることはできない。また、その実施時期についても日本側としては少なくとも日韓間に正常な国交関係が樹立された後でなければいけない。」と発言したこと等が明らかにされている（乙A 42 [－139－以下。特に－162－及びその前後参照]）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-178の文書の不開示部分に記録されている情報は、抑留者相互送還問題のうち韓国帰国者補償金問題に関して、日米間の協議で明らかにされた韓国側の要求に対する日本側の具体的対策案又は具体的見解等であると推認することができる。

ウ しかしながら、通し番号1-178の文書の不開示部分に記録されている情報は、前記ア(イ)で認定したとおり、昭和34年8月から同年12月までの間に行われた抑留者相互送還問題（韓国帰国者補償金問題を含む。）に関する日本、韓国及び米国間の交渉等の概要（これには、日本側が検討していた補償金の具体的概算額等も含まれている。）が、他の行政

文書（通し番号２－４９の文書）の一部開示により既に明らかにされていることに照らすと、当該情報はこれと同一又は同趣旨のものであると推認することができるから、仮に上記の点が経済協力等として日朝国交正常化交渉において協議される余地があったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-179の文書(文書1619)は、補償金問題に関する日米間の協議経緯に関する内部文書、「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述(案)」と題する文書(日本語及び英語)又は「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明(案)」と題する文書(日本語及び英語)等によって構成されており、朝鮮半島への帰還者に対する補償金に関する日米間の話し合いの経緯及び日本から米国に対して説明された補償金問題に関する日本政府の見解が記録されている。

このうち、不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 1ページから17ページまで(1-1に「前17ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、朝鮮半島帰還者への補償金問題について、日米両国政府間において協議された経緯及び内容が具体的に記録されている。

- ② 20ページ(1-3)約2行分及び21ページ(1-4)約2行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、「藤山大臣からマ大使に対する(補足口頭説明)(案)(A案)」と題する文書(20ページ)及び同文書を英訳した文書(21ページ)にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

- ③ 22ページ(1-5)約3行分及び23ページ(1-6)約3行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、「藤山大臣からマ大使に対する(補足口頭説明)(案)(B案)」と題する文書(22ページ)及び同文書を英訳した文書(23ページ)にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定

していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

- ④ 24ページ（－7－）1か所及び26ページ（－9－）1か所（以下「不開示部分④」という。）

これは、「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述（案）（昭和34.12.9）」と題する文書（24ページから25ページまで）及び同文書を英訳した文書（26ページから27ページまで）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対して日本政府が予定していた財政支援の総額が具体的金額をもって明示されている。

- ⑤ 31ページ（－14－）約2行分及び32ページ（－15－）約2行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明（案）（第一案）」と題する文書（31ページ）及び同文書を英訳した文書（32ページ）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

- ⑥ 33ページ（－16－）約2行分及び34ページ（－17－）約2行分（以下「不開示部分⑥」という。）

これは、「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明（案）（第二案）」と題する文書（33ページ）及び同文書を英訳した文書（34ページ）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

- ⑦ 35ページ（－18－）約1行分（以下「不開示部分⑦」という。）

これは、「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述（案）（昭和34.12.10）」と題する文書にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

（乙A317）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-179の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。朝鮮半島への帰還者支援の問題は、もはや日朝間においても解決済みで存在しないし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-179の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A317）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、補償金問題に関する日米間の協議経緯に関する内部文書であり、全部不開示である。

b 不開示部分②、不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑥

不開示部分②、不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑥は、いずれも「藤山大臣からマ大使に対する（補足口頭説明）」に関するものであり、このうち日本語のものの不開示部分の直前には、要旨「この金額は、・・・韓人で、日本国から韓国に帰還する者の数に比例するものとし、■■■不開示部分■■■」と記録されている。

c 不開示部分④及び不開示部分⑦

不開示部分④及び不開示部分⑦は、いずれも「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述（案）」に関するものであり、その前後の記載は、要旨下記のとおりである。

(a) 不開示部分④

この金額は、■■■不開示部分④■■■日本国政府がその実際の金額を決定するに当たっては、太平洋戦争の戦闘終止以前から引き続き日本国に居住している韓人で、特定の2か年の間に日本国から韓国に帰還する者の数が實際上主な目安とされる。

(b) 不開示部分⑦

実際問題として、この金額は、太平洋戦争の戦闘終止以前から日本国に引き続き居住している韓人で、特定の2か年の間に日本国から韓国に帰還する者の数を基礎として日本国政府が決定するものとし、■■■不開示部分⑦■■■

(i) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①関係

通し番号1-178の文書の一部開示部分には、昭和34年8月から昭和35年1月頃までの日米間で行われた会談・会合の具体的内容

が記録されており、この中には補償金問題に関するものも多数含まれている（例えば、昭和34年9月12日付け文書（乙B143[-102-以下]）、同月30日付け文書（同[-129-以下]）、同年10月7日付け文書（同[-144-以下]）、同月17日付け文書（同[-156-以下]）、同年11月10日付け文書（同[-177-以下]）、同月19日付け文書（同[-186-以下]）、同月21日付け文書（同[-190-以下]）、同月24日付け文書（同[-197-以下]）、同年12月2日付け文書（同[-201-以下]）、同年8月17日付け文書（同[-238-以下]）、同年10月28日付け文書（同[-259-以下]）、同年12月8日付け文書（同[-267-以下]）、同月30日の在京米大使館書記官と三宅審議官の会談要旨（同[-274-以下]）参照）。

b 不開示部分②から不開示部分⑦まで関係

通し番号2-49の文書の一部開示部分の内容は、（別紙5）通し番号1-158の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)a(a)で認定したとおりであるところ、不開示部分②から不開示部分⑦までに関連する部分は、下記のとおりである（乙A42[-181-以下]参照）。

記

（藤山大臣からマッカーサー米国大使に対する口頭陳述）

日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して、正式に両国の国交が樹立された暁には、日本国政府は、韓国国民の社会福祉に寄与する目的をもって、一定金額を支出するために所要の国内手続をとる所存である。

その実際の総額は、外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額を基礎として、日本国政府が算定することとなる

であろう。

以上のことは、次のことを条件とする。

(中略)

(マッカーサー大使の質問に対する藤山大臣の答え)

1. 「外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額」というのは、韓人帰国者の標準1家族(5, 6名)当たり1500ドルということになるであろう。
2. 「韓人帰国者」というのは、太平洋戦争の戦闘終止以前から日本国に引き続き居住している韓人で、大韓民国に帰国する者をいう。)。
3. カバーされる期間は、特定の2年間である。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-179の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

朝鮮半島帰還者への補償金問題について、昭和34年当時、日米両国政府間において協議された経緯及び内容

(イ) 不開示部分②から不開示部分⑦まで

いずれも韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額(財政支援の総額も含む。)であり、具体的には通し番号2-49の文書で開示されている上記ア(イ)で説示した文言と同趣旨のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-179の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断

することができる。

(7) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、昭和34年当時に日米両国政府間で協議された経緯及び内容であるが、その概要は、通し番号1-158の文書(乙A136)及び通し番号2-49の文書(乙A42)等の一部開示部分により既に公にされているほか、通し番号1-178の文書で日米間で行われた会談・会合の具体的内容も既に明らかにされている。そうすると、被告は、これに北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りる程度の不開示部分の内容を具体的に主張立証していないものといわざるを得ない。

したがって、当該情報については、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(4) 不開示部分②から不開示部分⑦まで

不開示部分②から不開示部分⑦までに記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又

は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-179の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-179の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-179の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-180

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-180の文書(文書1624)は、外務省が作成した昭和26年10月8日付け「平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件」と題する内部文書であり、韓国との間の国交正常化交渉において、将来的に発生することが予想された韓国の対日請求権、韓国の在日財産、日本の対韓請求権、日本の在韓財産及び在日韓国人の処遇等の各問題点についての日本政府見解及び対処方針が記録されている。

2 通し番号1-180の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 1ページ及び2ページ(1-1に「前2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)並びに3ページ(1-1)右段5行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、財産・請求権問題における韓国の対日請求権、韓国の在日財産、日本の対韓請求権及び日本の在韓財産の処理に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

② 3ページ(1-1)左段2行分、4ページ(1-2)右段3行分(以下「不開示部分②」という。なお、4ページ(1-2)中段の2行分の不開示部分は不開示理由2によるものである。)

これは、在日韓国人の処遇に関する韓国側の要求に対する日本政府の具体的な見解が記録されている。

③ 5ページ(1-3)約3行分、6ページ(1-4)4行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、日本の在韓財産の処理について日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-180の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、殊に不開示部分②に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた在日韓国人の処遇問題に関しての日本政府の具体的な対処方針であり、サンフランシスコ平和条約に基づき生じる日本と朝鮮との間の諸問題についての整理であるから、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A144）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-180の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

次の点に関する日本政府の具体的見解

- a 日本に対する朝鮮側の請求権（債権を含む。平和条約4条a関係）
- b 朝鮮の在日財産（船舶問題を含む。平和条約4条a関係）
- c 朝鮮に対する請求権（債権を含む。平和条約4条a関係）

(イ) 不開示部分②

在日韓国人の処遇に関する韓国側の要求に対する日本政府の具体的な見解

(ウ) 不開示部分③

日本の在韓財産の処理について日本政府の具体的な交渉戦略

イ そうであるとすれば、通し番号1-180の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題等に関する具体的見解又は交渉戦略等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとははいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-180の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-180の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-180の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-180の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-181

第1 前提事実(各論)

通し番号1-181の文書(文書1626)は、外務省が昭和26年10月18日付けで作成した「日韓交渉に関する資料」と題する内部文書であり、在日朝鮮人が確定的に外国人(大韓民国人)になった場合の日本への諸影響及び日韓国交正常化交渉において在日朝鮮人問題以外に議題となり得る案件に関する日本政府の見解が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 6ページ(-6-) 2行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、在日朝鮮人が確定的に外国人(大韓民国人)になった場合の日本への諸影響の一つである「国内における財産取得」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

② 8ページから10ページまで(-7-)に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び11ページ(-8-)右段5行分、11ページ(-8-)最終行から12ページ(-9-)2行目まで(以下「不開示部分②」という。)

これは、在日朝鮮人が確定的に外国人(大韓民国人)になった場合の日本への諸影響の一つである「日本に対する朝鮮側の請求権」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

(乙A318)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-181の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。在日朝鮮人の国籍問題は、もはや日朝間においても解決済みで存在しないし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A318）によれば、通し番号1-181の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和26年10月18日付け「国内朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の諸影響」と題する書面中の「(五) 国内における財産取得」の「(イ) 「外国人の財産取得に関する政令」関係」の項にある。

b 不開示部分②

不開示部分②は、「日韓交渉において国籍問題以外に議題となり得ることを予想される諸案件」

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-181の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合、「国内における財産取得」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的見解

(イ) 不開示部分②

在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合、「日本に対する朝鮮側の請求権」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的見解及び対処方針

ウ そうであるとすれば、通し番号1-181の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関連する事項についての具体的見解等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとははいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-181の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-181の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-181の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-181の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-182

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-182の文書(文書1627)は、外務省が作成した次の内部文書によって構成されており、日韓会談に臨むに当たって政府内部で検討された個別事項についての具体的な方針が記録されている。

- (1) 昭和26年10月29日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」と題する文書
- (2) 昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」と題する文書
- (3) 昭和26年10月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と題する文書

2 通し番号1-182の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する個別事項についての日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略が記録されている。

- ① 4ページ(-4-) 約3行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 7ページ(-7-) 2か所(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 8ページ(-8-) 約2行分(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 11ページ(-11-) 約4行分(以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 12ページ(-12-) 3行分(以下「不開示部分⑤」という。)

(乙B145)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-182の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟の提起後に追加開示された部分に記載されていた情報は、韓国の復興再建や文化財返還に協力することであり、外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係であったし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-182の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙B145）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(1)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(三) 右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左のとおりである。

(イ) (略)

(ロ) 我が方の有した在鮮財産の膨大なるに鑑み、韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は、前提事実(各論)1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(三) 右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左のとおりである。

(イ) (略)

(ロ) 韓国側の最大関心事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については■■■不開示部分②■■■(行政上の実際的制約より純理的、抜本的な措置を施し得ない。)

(ハ) ■■■不開示部分②■■■我が方の有した在鮮財産の膨大なるに鑑み、韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。

■■■不開示部分③■■■

c 不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は、前提事実(各論)1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

二 今般の会談中において韓国側より総司令部の指令に基づく船舶の引渡しの実施について協議することを議題としたいと提議したが、右船舶の引渡しについては我が方にも他の指令の関係から請求権を持

っているものもあったので、■■■不開示部分④■■■

右船舶の問題は元来占領管理の措置として執られた指令についての未決懸案に関するものであり、右は日韓間の他の懸案とは切離し、この際何とか結論を出す方針を採りたいと思う。

三 今般の会談の結末としては、国籍問題については、平和条約に関する国内の政治上の関係もあり、法的の最終的措置を取り得ないわけであるから、単に協議し意見の交換をするに止め、国籍決定の結果当然と考えられるべき我が国内における朝鮮人の待遇については、通商航海条約等による外国人の待遇一般に関する事項なりとして、懸案一般を討議協定する時までその決定を延期する方針をとりたし。

■■■不開示部分⑤■■■

今般の会談の他の議題たる将来の交渉案件の議題並びにその交渉の時期方法等に関しては、なるべく別紙第一の諸案件の範囲にて取りまとめたく、交渉の時期は来年早々（中略）とすることを先方に伝えることといたしたい。

（以下略）

(4) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①から不開示部分③まで関係

通し番号1-241の文書の一部開示部分には、前提事実（各論）1.(2)の文書があるところ、不開示部分①から不開示部分③までに相当する部分は、下記のとおりである（なお、不開示部分①及び不開示部分③は、上記(7)で認定したその前後の記載に照らして、同一内容が記録されているものと推認することができる。）（乙A365）。

記

(三) 右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左のとおりである。

(イ) (略)

(ロ) 韓国側の最大関心事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については相当大幅に彼の希望を容れること。(行政上の实际的制約により純理的、抜本的な措置を施し得ない。)

(ハ) 右(ロ)とバーゲンして、我が方の有した在鮮財産の膨大なるに鑑み、韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。例外的な事情により認むべき対日請求についてのみ将来の交渉方法を規定すること。

b 不開示部分④及び不開示部分⑤関係

通し番号3-1.7の文書の一部開示部分には、前提事実(各論)1(3)の文書が引用されているところ、不開示部分④及び不開示部分⑤に相当する部分は、下記のとおりである(乙A55[-218-以下])。

記

二 (中略) 請求権を持っているものもあったので、それ等彼我の関係を一轄して協議することが我が方にも有利と思われたので、今般の会談にて協議の上、別に日韓両国間のみで話をする船舶問題を協議する会談を設けたのである。

右船舶の問題は、(中略)

三 (中略) 延期する方針をとりたし。

その重なる理由は、我が方としては、在留朝鮮人の待遇に関する寛大なる取扱いと、韓国側の我が国及び我が国民に対する請求権とを相殺するよう将来一轄して取引したきためである。

今般の(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-182の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することが

できる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分③

通し番号 1-241 の文書で開示されている上記ア(イ) a で認定した「例外的な事情により認むべき対日請求についてのみ将来の交渉方法を規定すること。」との文言又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分②

通し番号 1-241 の文書で開示されている上記ア(イ) a で認定した「相当大幅に彼の希望を容れること」及び「右(ロ)とバーゲンして、」との文言又はこれと同様のもの

(ロ) 不開示部分④

通し番号 3-17 の文書で開示されている上記ア(イ) b で認定した「それ等彼我の関係を一轄して協議することが我が方にも有利と思われたので、今般の会談にて協議の上、別に日韓両国間のみで話をする船舶問題を協議する会談を設けたのである。」との文言又はこれと同様のもの

(ハ) 不開示部分⑤

通し番号 3-17 の文書で開示されている上記ア(イ) b で認定した「その重なる理由は、我が方としては、在留朝鮮人の待遇に関する寛大なる取扱いと、韓国側の我が国及び我が国民に対する請求権とを相殺するよう将来一轄して取引したきためである。」との文言又はこれと同様のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号 1-182 の文書の不開示部分に記載されている情報は、他の行政文書（通し番号 1-241 の文書又は同 3-17 の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で上記情報に係る事項が協議される余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事

情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-182の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-182の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-182の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-183

第1 前提事実(各論)

通し番号1-183の文書(文書1628)は、外務省が昭和26年11月2日付けで作成した「在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアジェンダ作成に関する接衝要領案」と題する内部文書であり、韓国が日韓会談のアジェンダ(協議項目)の設定に関する交渉を求めていることに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

このうち、不開示部分は、次の部分であり、いずれも韓国からの財産・請求権問題のアジェンダ設定のための交渉の申入れに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

① 2ページ(-2-) 中段約5行分、左段約3行分

② 3ページ(-3-) 13行目から4ページ(-4-) 2行目まで

(乙A319)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-183の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A319）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-183の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和26年当時、法的地位問題以外の諸懸案のアジェンダの作成に関して日本側が検討した対処方針及び具体的見解であると推認することができる。

しかしながら、被告は、当該情報が、財産権問題等に関する個々具体的な内容に言及したものを含むものであるとまでは主張しておらず、また、上記のようなアジェンダの作成に関して実際の日韓間の交渉経緯に現れた交渉戦略等以外のものを含むものであるとも主張していないし、本件全証拠によっても、これらの点を認めるに足りる的確な証拠はない。

イ そうであるとすれば、通し番号1-183の文書の不開示部分に記録されている情報は、そもそも北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものを含むものとはいえないから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、他に、当該文書の作成後における時

の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-183の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○

(2) 小括

したがって、通し番号1-183の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-183の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-184

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-184の文書(文書1629)は、外務省が作成した昭和26年11月25日付け「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題全般についての日本政府の見解が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ(-1-) 中段約3行分、左段約2行分、2ページ(-2-) 1行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、日韓会談における基本条約案作成の可否に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

- ② 5ページ(-5-) 7行分並びに6ページ及び7ページ(-5-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分(以下「不開示部分②」という。))

これは、日韓会談における財産・請求権問題に対する韓国側の基本的態度から予想される主張及びこれに対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

(乙B146)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-184の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟の提起後に追加開示された部分に記録されている情報は、韓国との復興・文化協力の規定化であり、外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係であったことが判明したし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-184の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙B146）。

記

一 わが方の基本条約案作成の可否について

今次会談中において（中略）応酬している。

しかし、会議の主動を制する見地より見て、■■■不開示部分①■■■■
■■■むしろ彼に先んじて、わが方条約案（要綱にても可）を作成し先方に提起するを得策としないか、■■■不開示部分①■■■■

二 基本条約の内容（中略）の決定について

（略）

三 漁業交渉について

韓国側は（中略）

この見地からすれば平和条約実施前に本格的交渉を成立さず肚固めをなすも一案であり、前述の交渉上の窮屈は覚悟の上でマッカーサーライン撤廃時まで本格的協定をなさぬ方法といずれを執るか速やかに決定の要がある。

■■■不開示部分②■■■（7行分及び2ページ分）

(1) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-241の文書の一部開示部分には、通し番号1-184の文書があり、不開示部分に相当する部分は、下記のとおりである（乙365[-11-以下]）。

記

一 わが方の基本条約案作成の可否について

今次会談中において（中略）応酬している。

しかし、会議の主動を制する見地より見て、特に、右条約中に終戦時前に起因する日韓双方の諸請求権の一括相互放棄というがごとき大局的規定を挿入することを予想すれば、むしろ彼に先んじて、わが方条約案（要綱にても可）を作成し先方に提起するを得策としないか、韓国側は国際交渉、条約締結等に不慣れであるので、わが方でよく準備せられた草案を提示すれば、相当交渉をリードできるものと思われる。

二 基本条約の内容（中略）の決定について

（略）

三 漁業交渉について

韓国側は（中略）

この見地からすれば平和条約実施前に本格的交渉を成立さす肚固めをなすも一案であり、前述の交渉上の窮屈は覚悟の上でマッカーサーライン撤廃時まで本格的協定をなさぬ方法といずれを執るか速やかに決定の要がある。

四 交渉の準備（特に請求権関係）について

（一） 韓国側は交渉に臨む基本的態度として、日本による40年の朝鮮統治が搾取的植民政治であったとの建前をもって来るべきことは、今次交渉における梁代表のオープニング・ステートメントによっても予見される所である。我が方としては、原則論としてかかる態度を論破する要があり、必要あれば、いつにても韓国側及び世界の曲解ないし誤解を解く用に資するため、日本の朝鮮統治下における韓国人の経済生活、文化生活の向上の実際面を具体的に説示した一般的なステートメントを準備し置く要があり、適当なる諸点については、他の外国のコローニアリズムとの比較を示すことも必要であろう。

（二） （裁判所注：以下約1ページ半続くが、後記に最後の部分を摘示して途中を省略する。）

もつとも、本件請求権処理問題は、法理論は別として事実上は韓国側から新たに我が方朝鮮財産の返還を得る希望はまずなく、従って我が方においても先方の請求に応ぜず引き延ばし置くことにより事実上は一括相殺に落ち着くことが予見される。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-184の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも通し番号1-241の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言又はこれと同様のものと推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-184の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で上記情報に係る事項が協議される余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-184の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-184の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-184の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-185

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-185の文書(文書1632)は、外務省アジア局第二課が作成した次の文書等によって構成されており、日韓会談における財産・請求権問題、漁業問題、船舶問題及び国籍問題について、政府部内で協議した経緯及び内容、将来的な展望及び各問題に関する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

(1) 昭和27年付け「日韓交渉の現状」と題する文書

(2) 「日韓会談に関する共同声明」と題する文書

(3) 昭和27年1月6日付け「日韓交渉処理要領案」と題する文書

2 通し番号1-185の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 6ページ(-6-)1か所、8ページ(-8-)右段2行分、左段約5行分、9ページ(-9-)右段3行分、中段5行分、11ページ(-11-)中段約2行分、左段約6行分、12ページ(-12-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

これは、「日韓交渉処理要領案」と題する文書中にあり、日韓会談における交渉戦略、財産・請求権問題についての議論における韓国側の対応を予測した上での、これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

② 14ページ(-14-)約3行分

これは、「日韓交渉処理要領案」と題する文書中にあり、日韓会談における漁業問題についての議論において、韓国側の態度が強硬となることを予想した上で、これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

(乙A148)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-185の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A148）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-185の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和26年当時、外務省が、日韓会談を開始するに当たり、財産・請求権問題についての議論における韓国側の対応や日韓会談における漁業問題についての議論において韓国側の態度が強硬となること

を予測した上で検討したこれに対する具体的な交渉戦略及び対処方針等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-185の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題等に関する具体的な交渉戦略及び対処方針であり、日本政府が同種の問題に関して外国等と交渉する際に上記のような状況でどのような交渉戦略又は対処方針を採るかを推測する資料となり得るものであるところ、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-185の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-185の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他

に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-185の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-185の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-186

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-186の文書(文書1633)は、次の内部文書等によって構成されており、第一次日韓会談の議題及びその内容並びに同会談において問題となり得る案件の予想、同各案件に対する政府見解が記録されている。

- (1) 外務省が作成した昭和27年1月31日付け「日韓会談についての省内打合せ事項」と題する文書
- (2) 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月2日付け「第一回公式会議における首席代表挨拶要領(案)」と題する文書
- (3) 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月2日付け「日韓第一回公式会議(二月十五日の予定)議題」と題する文書
- (4) 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月2日付け「第二回公式会議(二月十六日の予定)議題」と題する文書
- (5) 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月付け「問題となり得る諸点」と題する文書
- (6) 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月6日付け「日韓会談省内打合会決定事項」と題する文書

2 通し番号1-186の文書のうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 14ページ(-14-) 4行目から15ページ(-15-) 9行目まで
(以下「不開示部分①」という。)

これは、上記1(5)の文書中にあり、「朝鮮」という用語を使用することの問題について、韓国政府の対応を予測した上での日本政府の具体的な見解及び交渉戦略が記録されている。

- ② 25ページ(-25-)、26ページ(-26-)及び27ページから28ページまで(-26-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当

該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

これは、財産・請求権問題について、韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

(乙A320, A330)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-186の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号 1-186 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 3 2 0, A 3 3 0）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和 27 年 2 月付け「問題となり得る諸点（その一）」と題する文書（裁判所注：「（その一）」との部分は見え消しになっている。）中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 朝鮮の独立の時期の問題

（中略）

国連の前記決議は法律的に日本を拘束するものでないことはいうまでもない。

■■■不開示部分①■■■

三 大韓民国政府のステータス

（以下略）

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和 27 年 2 月 6 日付け「請求権問題に関する初期の交渉要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 最初の段階において、請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ、各項目の正当性について先方の説明を求める。

■■■不開示部分②■■■

なお、右請求には確実な証拠資料を添付することを要求する。

（右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。）

二 (略)

三 請求権に関する先方見解の各項目、範囲、論拠等が相当合理的■

■■不開示部分②■■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-241の文書の一部開示部分には、「問題となり得る諸点(その一)」と題する文書があり、不開示部分①に相当する部分は、下記のとおりである(乙A365[-155-以下])。

記

一 朝鮮の独立の時期の問題

(中略)

国連の前記決議は法律的に日本を拘束するものでないことは言うまでもない。

二 「朝鮮」の用語について

平和条約第2条(a)項にいわゆる朝鮮の語は大韓民国を指すかどうかの問題については、平和条約は大韓民国及び北鮮の人民共和国のいずれを意味するかに関して言及していないというの外はない。

朝鮮の用語を嫌い韓国に代置させようとする先方の希望は、必ずしも却けるには及ばぬか、韓国という場合は「朝鮮の地域」という程の意味合いならば可なるも、「大韓民国そのもの」の意味なるにおいては問題なしとしない。何となれば、我々が「朝鮮」という場合は南北両鮮の境界を撤した「全鮮」の観念であつて、必ずしも南鮮だけに極限された現実の形の大韓民国のみを指すものではないからである。このことは別に我方から言い出す必要はないが、念頭に置くべきである。すなわち、大韓民国が北鮮に対し現実に支配権と管轄権を有していない現実の事態はこれを交渉の駆け引きに当たり随時利用すべきである。

例えば、請求権処理の問題にしても、日本としては、朝鮮を南北一体として大韓民国政府と取極め得ることは疑いを容れぬが、その適用範囲を韓国政府の実効的支配が及んでいると考えられる南鮮に限定することも可能であるし、北鮮政権を「当局」とみなして取極を結ぶことも条約上禁止されていないと解される。

三 大韓民国政府のステータス

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-186の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-241の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同様のもの

(イ) 不開示部分②

財産・請求権問題に関する韓国との交渉の進め方について、日本政府が検討した具体的交渉戦略及び対処方針

ウ そうであるとすれば、通し番号1-186の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記載されている情報は、他の行政文書(通し番号1-241の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に日朝国交正常化交渉で上記情報に係る事項が協議の対象となり得る余地があったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを

公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-186の文書の不開示部分②に記録されている情報については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分①に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に

該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-186の文書の不開示部分②に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-186の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-186の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-187

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-187の文書(文書1634)は、次の内部文書等によって構成されており、第一次日韓会談日本代表団の打合せ会の議事次第及び記録等が記録されている。

(1) 外務省アジア局が作成した昭和27年2月7日付け「日韓会談準備について」と題する文書

(2) 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月8日付け「日韓会談日本側代表団第一回打合せ次第」と題する文書

2 通し番号1-187の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 30ページ(-30-)3行分、31ページから34ページまで(-30-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、昭和27年2月6日付け「請求権問題に関する初期の交渉要領案」と題する文書中にあり、財産・請求権問題について、韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

② 56ページ(-52-)約6行分、57ページ(-52-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、58ページ(-53-)8行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、昭和27年2月14日付け「日韓会談省内打合せ」と題する文書中にあり、船舶問題及び請求権処理問題について、韓国の主張及び韓国と北朝鮮の関係を考慮した上での日本政府の具体的な見解、交渉戦略及び対処方針が記録されている。

(乙A321)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-187の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A321）によれば、通し番号1-187の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和27年2月6日付け「請求権問題に関する初

期の交渉要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 最初の段階において、請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ、各項目の正当性について先方の説明を求める。

■■■不開示部分①■■■

なお、右請求には確実な証拠資料を添付することを要求する。

(右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。)

二 (略)

三 請求権に関する先方見解の各項目、範囲、論拠等が相当合理的■■

■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和27年2月14日付け「日韓会談省内打合せ」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(五) 船舶問題

河崎部長 昨日大蔵省の省議があったが、その意見は強硬であって、しばらく成り行きを見たい。SCAPINを実施しなかったことは、他に先例もあることであるし、CPCはいずれ消滅するが、その後を引き受けるESSは、大蔵省に同情的であるから都合がよいとのことであつた由である。しかるに、韓国側は、これ以上待てない、日本側で更に引き延ばすようなら考えがある、本件についてはタイム・リミットを付けよとの意見である。河崎としては、本交渉に分科委員会を作って話を続けるように進めているが、先方は今度の本会談で話が振り出しに戻

るのは困ると言っている。

千葉参事官 本会議に組み入れることは、初めからやり直す意味ではないから、この点を説明してもう少し続けては？

大野参事官 この問題も他の問題と関連させる必要がある。■■■

■■■不開示部分②■■■

大野参事官 石田理財局長をアジア局長の許へ呼んで三者鼎談で話してみよう。

千葉参事官 DSは、日本側にも多少のモラル・オブリゲーションはあるだろう。また、SCAPINを履行しなかったことについて船舶問題が1度片付いた後で韓国側が蒸し返して何か言ってくるような後腐れを残さないようにしておいた方がよいとの意見がある。

■■■不開示部分②■■■

(八) 漁業協定

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-187の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

財産・請求権問題に関する韓国との交渉の進め方について、日本政府が検討した具体的交渉戦略及び対処方針

(イ) 不開示部分②

船舶問題及び請求権処理問題について、韓国の主張及び韓国と北朝鮮の関係を考慮した上での日本政府の具体的な見解、交渉戦略及び対処方針

ウ そうであるとすれば、通し番号1-187の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題又は船舶問題等に関する日本側の具体的交渉戦略等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-187の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-187の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-187の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-187の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-188

第1 前提事実(各論)

通し番号1-188の文書(文書1635)は、外務省作成の「日韓会談日本側代表団第二回打合せ会次第」と題する文書等により構成されており、昭和27年3月4日に開催された日韓会談日本側代表団第2回打合せ会の議事要録等であって、日韓会談における懸案事項となっていた国籍処遇問題、船舶問題、基本関係問題、漁業問題、財産・請求権問題について、韓国側の各主張及び提案に対する日本政府の主張、対処方針及び交渉戦略を政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 7ページから15ページまで(一6-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、日韓両国間における財産・請求権の処理に関する協定の基本要綱の日本側提案であり、財産・請求権問題についての日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

- ② 24ページ(一15-)中段約5行分、左段約2行分、25ページから35ページまで(一15-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

これは、財産・請求権問題に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針を検討した経過及び内容が記録されている。

(乙A322)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-188の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-188の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A322）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和27年3月4日開催予定の「日韓会談日本側代表团第二回打合せ会次第」と題する文書に添付されているものであり、日韓会談日本側代表团第2回打合せ会配布書類目録（2ページ（-2-））には、㊦韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案、㊧在

韓日本私有財産に関する日本政府の主張、⑦日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）が掲げられているところ、不開示部分①の直前には、⑦「韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案」と題する文書、⑧「在韓日本私有財産に関する日本政府の主張」と題する文書が綴られている。

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和27年3月8日付け「日韓会談日本側代表団第二回打合会」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

四 各委員会交渉経過報告要旨

(中略)

(五) 請求権問題

大野委員より、(中略)韓国は従来の日韓関係より賠償に近い要求をし得る地位にあるなどの主張をしている。これに対する我が方主張のやまは、平和条約4条(b)の効力論であって、米軍の処分は陸戦法規に許された範囲内のもので、ヴェストというのは普通法上の二重所有権の観念に基づく legal ownership を帰属させたものである。私有財産権尊重の法理については、第一、第二次大戦後には若干これと矛盾するかの先例も生じているが、包括的没収の先例はない。連合国関係については、条約上日本が同意したことに基づくものである。世界人権宣言にも私有財産尊重の原則が掲げてあり、平和条約もこれによって解釈される。■■■不開示部分②■■■なお、本件については次のとおり質疑応答があった。

(六) 請求権問題日本側要綱案に関する質疑応答

■■■不開示部分②■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-188の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

「日韓両国間に取り極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）」の具体的内容等

(イ) 不開示部分②

財産・請求権問題に対する日本政府の具体的交渉戦略及び対処方針を検討した経過及び内容

ウ そうであるとすれば、通し番号1-188の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記載されている情報は、昭和27年3月4日時点の「日韓両国間に取り極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）」であるところ、証拠（乙A249[-7-以下]，A271[-60-以下]，A274[-25-及びその次ページ]等）によれば、同月6日提案に係る「日韓両国間に取り極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）」は、「請求権問題に関する日本側提案の説明（要旨）」とともに、本件各文書の一部開示部分により既に公にされていることが認められ、他方、本件全証拠によっても、同月4日時点の上記案が同月6日に提案されたものと全く異なるものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

以上によれば、不開示部分①に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同視することができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-188の文書の不開示部分②に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分①に記録されている情報については、被告にお

いて、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-188の文書の不開示部分②に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-188の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-188の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-189

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-189の文書(文書1636)は、外務省が作成した「日韓会談省内打合せ会議事要録」と題する内部文書であり、昭和27年3月13日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録で、日韓会談における懸案事項となっていた財産・請求権問題、漁業問題及び在日韓国人の処遇問題等について対処方針を検討した内容が記録されている。
- 2 通し番号1-189の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、21ページ(-21-)4行目から24ページまで(-21-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、「請求権委員会経過報告」の項にあり、韓国の対日請求権に関する要求に対し、日本政府が国際法的観点から検討した内容及び対処方針や請求権問題についての日本側の解決方針とサンフランシスコ平和条約の解釈との整合性に関する問題点が記録されている。

(乙A149)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-189の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-189の文書の不開示部分は、別紙(一)の「請求権委員会経過報告」と題する部分中にあり、その前後の記載は、次のとおりである(乙A149)。

記

今日まで6回の正式委員会を開き、この間数回にわたって、非公式会談ないし私的会談を行ったが、現況左のとおりである。

■■■不開示部分■■■

(i) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第一次日韓会談の概要が記録されているところ、第6回委員会会合直後頃までの経過については、要旨下記のとおり記録されている(乙A188[-4-以下])。

記

昭和27年2月20日の第1回委員会では、韓国側から挨拶の後「韓日間財産及び請求権協定要綱」が提示され、第2回から第4回までの各委員会では、韓国側が、関係法令集を摘示して上記提案の理論的根拠について各項目別に説明した上、日本側の質問に答え、更にその内容を明らかにした。

韓国側の上記主張に対し、日本側は、同年3月6日の第5回委員会において、「日韓両国間に取り極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」を提示し、その提案理由及び内容について説明を行った。

日本側の上記提案及び説明に対し、韓国側は、同月10日の第6回委員会において、「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見」を開陳したが、その趣旨は、軍令第33号に没収的效果ありとする論拠に立って、日本の在韓財産に対する請求権は存在せず、平和条約4条a項にいう特別取極の対象となるものは、韓国側の一方的対日請求権のみである、とするものであった。

よって、日本側から、この韓国側異見に対するわが方所見は別の機会に述べることとし、それよりもまず日本側提案について質問を行うよう韓国側を説いたが、韓国側は、日本側提案の根本精神が韓国側の見解と余りにもかけ離れているため、このままでは討議を進め得ないとして、質問に入ることを拒否した。局面打開のため、第6回委員会の前後、双方代表間に数次の非公式会談を行ったが、先方は議論が在韓日本財産そのものに触れることすらタブーであると称し、討議に入ることを拒否し続けたため、公式討議は停滞の状態に入った。

- b 通し番号1-66の文書の一部開示部分には、第一次日韓会談当時のサンフランシスコ平和条約4条(b)項の日本側解釈等が要旨下記のとおり記録されているところ(乙A271[-6-以下])、このよ

うな内容は、本件各文書中の他の行政文書でも明らかにされているところである（乙A271，A82等）。

記

日本側は、平和条約4条(b)項の「承認」というのは国際法上適法と認められる処分のみを承認するものであるとの見解に立ち、国際法特にヘーグの陸戦法規等において占領軍に認められている処分の範囲内においてのみこれを認めたものであるとした。また、在韓米軍政庁は敵国私有財産を直接かつ包括的に没収し得るものではなく、占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るが、特定のものを除き、処分された財産の対価及び果実に対して正当な所有者たる原権利者が請求権を有することは当然であるとした。それは大陸系の法理論によれば、所有権の移転は原権利者に何らの請求権をも与えない最終的移転と考えられているといえども、いわゆる二重所有権の理論から構成されたコモンローの理論により vest され、own されることによって ownership は失われるが、equitable ownership は残ると解釈すべきであるという点を立論の根拠とした。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-189の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年3月13日開催の外務省内の打合せ会において大野参事官が報告した請求権委員会の経過等（なお、証拠（乙A149）により認められる他の委員会の報告では、各委員会での双方の主張内容を総括した上、今後の見通し等が述べられていることから、上記の請求権委員会の経過等についても同様の構成で述べられているものと推認することができる。）であり、この中で述べられた今後の見通し等の部分に韓国の対日請求権に関する要求に対して日本政府が国際法的観点から検討した内容及び対処方針や請求権問題についての日本側解決方針とサンフランシスコ平和条約の解釈との整合性に関する問題点が含まれ

ているとしても、具体的内容は、他の行政文書の一部開示により既に公にされている上記ア(イ)で認定したところと同旨のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-189の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-189の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-189の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号

の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-189の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-190

第1 前提事実(各論)

通し番号1-190の文書(文書1640)は、外務省アジア局第二課が昭和27年4月15日付けで作成した「日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置について」と題する内部文書であり、日韓会談が停滞状態を続け、又は打ち切られ、他方でサンフランシスコ平和条約が効力を発するようになった場合における、韓国又は在日韓国人との関係で日本政府が採るべき行政措置を政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち、不開示部分は、2ページ(-2-)右段1行分、中段4行分であり、上記の場合を想定して、財産・請求権問題に関し、日本政府が採るべき具体的な対処方針を検討した内容が記録されている。

(乙A323)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A323)によれば、通し番号1-190の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 今次日韓会談が停滞状態を続けあるいは不幸にして打ち切られて、他方桑港平和条約が効力を発するようになった場合、対韓国又は韓人の関係において、日本政府として採るべき行政的措置が若干あるが、いかなる措置を採るかということ自体が、今後の日韓外交関係に影響を及ぼすことも当然であるから、この点を考慮して、採るべき措置を決定しなければならない。すなわち、あるいは、会談を円満に、かつ、わが方に有利に終結せしめるための措置もあるであろうし、会談が決裂した場合においても、韓国側からその再開を懇請して来るように導くための措置もあろう。

二 現在、右のごとき措置が考えられるのは、事項的には次のとおりである。

- (一) 駐日韓国代表部の地位
- (二) 在日韓人の国籍処遇に関する事項
- (三) SOAP韓国間の暫定協定

(四) 漁業関係の事項

■■■不開示部分■■■

(六) 船舶返還請求に関する事項

(七) 航空機乗り入れ、海底電線処理、その他雑件

右の(一)、(二)、(三)及び(四)については、別添文書に詳記されているとおりである。

■■■不開示部分■■■

(六)の問題は、昨年からの会談において討議され、(以下略)

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年当時、日韓会談が停滞状態を続け、又は打ち切られ、他方でサンフランシスコ平和条約が効力を発するようになった場合において、外務省が検討した財産・請求権問題に関して日本政府が採るべき具体的対処方針であると推認することができる。
- ウ そうであるとすれば、通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的対処方針であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。
- エ したがって、通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報

公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-190の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-191

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-191の文書(文書1643)は、次の内部文書によって構成されており、第一次日韓会談における日本政府の対処方針及び交渉戦略を検討した内容が記録されている。

(1) 外務省が昭和27年4月11日付けで作成した「日韓会談今後の対処方針(案)」と題する文書

(2) 外務省アジア局第二課が同年5月9日付けで作成した「日韓会談の現況と対処方針について」と題する文書

2 通し番号1-191の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、12ページ(-12-)2行目から13ページ(-13-)1行目までであり、財産・請求権問題の解決方法に関する日本政府の具体的な交渉戦略を政府部内で検討した内容が記録されている。

(乙A324)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-191の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-191の文書の不開示部分は、前提事実(各論)1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、次のとおりである(乙A324)。

記

三 現段階におけるわが方の対処方針としては、会談を再開せず、当分の間、冷却期間を与える必要があり、したがって、前記書簡には何らの反応も示さないことが適当であると思料されるが、その理由は左記のとおりである。

(イ) 現在、会談を再開すれば、梁大使をして米国側に対する働きかけを行わしめ、米国側の介入によって、自国側に有利に会談を導かんとする韓国側の術策に乗せられるおそれがあること。

(ロ) 韓国においては6月末頃に大統領選挙が行われ、李承晩大統領等が選挙運動に日韓会談を利用することも当然推察されるが、かかる動きに巻き込まれるのは避けるべきであること。

■■■不開示部分■■■

(ニ) 現在の中絶状態によってわが国が不利を被るがごとき点は特になく、むしろ、妥結の見込みなき会談を再開することは外務省として人的、物的にも無駄なことであること。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第一次日韓会談中断後第二次日韓会談再開までの経緯として、要旨次の点が記録されている(乙A188[-10-])。

記

第一次会談中断後、日本側では、会談再開に備えて、請求権問題に対する対処策立案の必要に迫られたので、請求権相互放棄を骨子とする外務省案をもって、大蔵省当局と折衝を重ねたが、同省は従来 of 法理論をもって譲り得る最後の線であるとし、また請求権の放棄は直ちに国内補償問題に波及するとして強硬に反対し、その同意は得られなかった。

第一次会談中絶後、次のような動きがあった。

(イ) 4月29日付け米國務省より駐米韓国大使宛て書簡(資料12)

が発出されたが、同書簡によれば、平和条約4条b項に関する米政府の見解は、日本側法理論より、韓国側解釈に近いものであることが明白となった。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-191の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年4月28日のサンフランシスコ平和条約発効後である同年5月8日、韓国側から、日韓会談再開を申し入れる書簡が外務大臣宛に提示されたことに対し、外務省が検討した「当該書簡に何らの反応を示さない」との対処方針の具体的理由であると推認することができる。

そして、被告は、当該情報の具体的内容が財産・請求権問題の解決方法

に関する日本政府の具体的な交渉戦略を政府部内で検討した内容である旨主張するところ、上記ア(ア)で認定したその他の理由の具体的内容及び上記ア(イ)で認定した本件各文書の一部開示部分に鑑みると、当該情報は、上記ア(イ)で認定した事情やこれらの事情が容易に推測できるもの等を指摘するものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-191の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のものと評価することができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-191の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-191の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-191の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-192

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-192の文書(文書1671)は、外務省が作成した次の内部文書等によって構成されており、日韓会談の中断期間において懸案事項となっていた財産・請求権問題、漁業問題、久保田発言問題等の諸問題に関しての日本の谷大使と韓国の金公使との間での非公式会談の内容が記録されている。

(1) 昭和30年1月付け「日韓会談再開に関する件」と題する文書

(2) 昭和30年1月29日に開催された谷大使と金公使との会談内容を記した「谷大使金公使会談の件(第1回)」と題する文書

(3) 昭和30年1月27日付けの「(30, 1, 27 谷大使起案 条ア局長と共に)」との書き出しの文書

2 通し番号1-192の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 12ページ(-12-)約1行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

② 18ページ(-18-)6行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、財産・請求権問題の解決策として検討されていた請求権の相互放棄に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

(乙A63)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-192の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A63）によれば、通し番号1-192の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1'(2)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（なお、乙A63のうち-7-（左肩のページ数は5）から-10-（左肩のページ数は8）までは、-7-（5）、-9-（7）、-8-（6）、-10-（8）正確な順序である。）。

記

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると、日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出す積もりはない。恩給、俸給とか、日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。漁業については、韓国漁民を保護する方針で濫獲を防ぎ、共に恩恵を分かち考え方で解決したい。現在の如く李ラインという広大な区域を公海に設け、日本の漁船を捕らえて行き帰してくれないような事態は1日も早く解決したい。

(金) 李ラインではなくて平和ラインである。

(谷) ■■■不開示部分①■■■事実上共存共栄の漁業が出来るようにすべきである。

(金) 3カイリを考えおらるるや？

(谷) 必ずしも3カイリとはいわぬ。

(金) 具体的に話し合えば困難なかるべし。

(以下略)

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一、久保田声明は新内閣が大韓民国を兄弟と思う根本方針に齟齬するをもって始めより無かりしものと見なす。

二、請求権の相互放棄

■■■不開示部分②■■■

なお、宝物は、日本の国有となり居るものの中より相当数独立祝賀品として寄贈す。

三 漁業問題は韓国漁民保護の見地より漁業資源保全のため協力の措置を講ず。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-192の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解（なお、その範囲に関して、日韓双方から3海里に限定するか否かについての発言があったことは既に公にされている。）

(イ) 不開示部分②

財産・請求権問題の解決策として検討されていた請求権の相互放棄に関する日本政府の具体的な見解であり、昭和30年1月29日に開催された谷大使と金公使との会談において、谷大使が発言した「日本としてもある種のもものは韓国に返還する用意あり」の具体的内容に係るもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-192の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本側が韓国側に口頭で提案した漁業問題の具体的解決策であり、上記イ(ア)で説示したところに照らすと、その内容の方向性の概要は推知できないわけではないが、本件全証拠によっても、その詳細が本件各文書の一部開示部分により公にされていることを認めるに足りる証拠はない。また、当該情報は、韓国側に口頭で提案されたものにすぎず、韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠もない。

以上に照らすと、当該情報は、日朝国交正常化交渉の直接の議題とはされていないものの、今後北朝鮮との間で漁業問題が交渉される余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の具体的解決案であり、上記イ(イ)で説示したところに照らすと、その内容の方向性は明らかであってもその詳細はなお公にされていないといえるし、その詳細が本件各文書の一部開示部分又は韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り

上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-192の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-192の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-192の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-192の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-193

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-193の文書(文書1674)は、外務省が作成した昭和30年12月8日付け「対韓請求権問題の処理について」と題する内部文書であり、在韓日本資産に対する請求権問題の処理に関する日韓双方の主張及び米国の見解、国内補償問題に関する日本政府の見解が記録されている。

このうち、不開示部分は、3ページ(-3-)約3行分であり、在外財産補償問題について、日韓双方の請求権の相殺に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

(乙A325)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-193の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-193の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A325)。

記

三 国内補償の問題

(イ) 在外財産補償の全般的問題との関連

元来日本側としては、日韓双方の請求権の相殺■■■不開示部分■■■により本件の解決を図る内意を有していたのであるが、たとえ請求権の相互放棄にせよ国民の財産の放棄を条約上正式に認めるときは、ひとり在韓財産のみならず広く在外財産の所有者に対する補償の全般的問題に波及を来すべきは必定であるので、本件請求権問題の端的な解決策に進み得なかった次第である。

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 昭和28年から29年までの間に日韓間でやりとりされた声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との

意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦ 請求権の相互放棄の提案、④ 国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑥ 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応じて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271[-27-~-29-], A377[4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し、日本政府がサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これ

を受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかったため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について (関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、サンフランシスコ平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと (乙A202)。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと (乙A334)。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において、「日本側の在韓財産 (この

場合南鮮のみに限定する要あり)が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、我が方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと(乙A207)。

(d) 通し番号1-192の文書中の「谷大使金公使会談の件(第一回)」(昭和30年1月29日開催)において次のようなやりとりが記載されていること(乙A63)。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和31年当時のものであるが、通し番号1-136の文

書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている（乙A281）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-193の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和30年12月当時、日韓双方の請求権の相殺に関する日本政府の具体的対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的提案であるところ、上記ア(イ) a (a) 又は(b)に係る日本側の見解と同趣旨のものであって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-193の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記ア(イ) a (a) 又は(b)のように「日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるもの」と同趣旨のものであり、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北

朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-193の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-193の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-193の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-194の文書(文書1675)は、次の内部文書等及びこれらに関連する複数の公電によって構成されており、日韓会談の中断時期である昭和29年において懸案事項となっていた財産・請求権問題、久保田発言問題を中心とした諸問題に関する概要、日本政府の見解及び米国との議論の記録並びにそれまでの日韓会談の経過に関する概要及び日本政府の見解等が記録されている。

- (1) 外務省アジア局第二課が久保田代表の発言に関して昭和29年1月21日から2月13日までに作成した「久保田発言に関する件」等と題する文書
- (2) 外務省アジア局が作成した昭和29年2月8日付け「日韓関係一件」と題する文書
- (3) 在米大使宛てに送付された同年4月9日付けの外務省アジア局作成に係る「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書

2 通し番号1-194の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 31ページ(-31-)約2行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、昭和29年2月8日付け「日韓関係一件」と題する文書中にあり、米国大使館パーソンズ参事官が、請求権相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針を確認した内容が記録されている。

- ② 137ページ(-128-)約3行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、在米井口大使が、昭和29年6月3日付けで岡崎外務大臣に発信した「日韓会談再開提案の件」と題する英文の電信文中にあり、韓国の対日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

③ 228ページ（-199-）約2行分（以下「不開示部分③」という。）

これは、昭和29年4月9日付け「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書中にあり、請求権相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

④ 244ページ（-215-）3行分、248ページ（-219-）18行目から249ページ（-220-）2行目まで（以下「不開示部分④」という。）

これは、1953年（昭和28年）11月付けの「Draft Statement (1)」と題する各英文書中にあり、韓国の対日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

(乙A64)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-194の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-194の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A64)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和29年2月8日付け「日韓関係一件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

これに対し、奥村より、私見として、この案文自体は差し支えないものと思うが、わが方としては会議を開きたる以上、その成功につき見通しを得たく(殊に漁業権及び請求権の問題)、この気持ちに変わりなしと述べた。

パーソンズは、請求権は相互に放棄し、■■■不開示部分①■■■
■若干の美術品を韓国に与えるという日本側の考えはそのままなりやと問いたるにつき奥村より、そのとおりなりと述べた。

(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、在米井口大使が昭和29年6月3日付けで岡崎外務大臣に発信した「日韓会談再開提案の件」と題する英文の電信文中

にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

The draft statement is acceptable to the Japanese Government, with the explicit understanding that both the Japanese and Korean Governments, in the spirit of mutual concession, will not insist on their previous legalistic views in regard to the question of claims. ■■■不開示部分②■■■

Furthermore, the Japanese Government is ready to present to the Korean Government a number of the Korean art objects in its possession,

c. 不開示部分③

不開示部分③は、昭和29年4月9日付け「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

六 かくする間に、10月末アリソン大使より岡崎大臣に対し、米国は日韓会談にオブザーバーを派遣し、あつせんする用意ありと伝え、その後大臣、アリソン大使話し合いの結果、11月初旬左のごとき手順が決定した。

すなわち、近日中に日韓双方において同時に声明を行い、わが方においては、

- (イ) 請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分③■■■
- (ロ) 日本のグッドウィルの証左として、国有の朝鮮美術品の若干を韓国に贈与する。
- (ハ) 漁業につき資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため、日韓双方の満足の行くごとき措置につき話し合う。

旨を明らかにする。(別紙(三)岡崎大臣はこれを11月4日アリソン大使に提示。)

韓国側においては右と同時に、日本の提案に満足し、抑留中の漁船、漁夫の返還を声明、それぞれ会談再開を希望することを明らかにする。

米国側もこれに応え、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨同時に声明する。

(以下略)

d 不開示部分④

不開示部分④は、「Draft Statement (1)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(- 215 - のもの)

...

One of the difficult problems between Korea and Japan is that of claims. The Japanese Government now proposes to effect its solution amicably by mutual renunciation of claims by both sides. This, we believe, is the most equitable method settling this matter. In this connection, it should be stated that this mutual renunciation of claims ■■■不開示部分④■■■

Furthermore, in order to meet the wishes of the Korean Government, the Japanese Government is ready to present to Korea a number of the Korean objects of arts it possesses as a mark of its good will. . . .

(- 219 - のもの)

One of the difficult problems between Korea and Japan is that of claims. The Japanese Government now proposes that the problem be dealt with amicably on the basis of mutual renunciation of claims by both sides. This, it is believed, is the most equitable method settling this matter. In this connection, it should be stated that the mutual renunciation of claims ■■■不開示部分④ ■■■.

Furthermore, in order to meet the wishes of the Korean Government, the Japanese Government is ready to present to Korea as a mark of its good will a number of the Korean art objects in Japan's possession. . . .

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあつせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、② 請求権の相互放棄の提案、③ 国有の朝鮮美術品若干の贈与、④ 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、⑤ 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、⑥ 米国側も、これらに応じて、会談をあつせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国

側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-], A377 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し、日本政府がサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあつせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来^の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかった

め、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、サンフランシスコ平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと(乙A202)。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと(乙A334)。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において、「日本側の在韓財産(この場合南鮮のみに限定する要あり)が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、我が方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと(乙A207)。

(d) 通し番号1-192の文書中の「谷大使金公使会談の件(第一回)」(昭和30年1月29日開催)において次のようなやりとりが記載されていること(乙A63)。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和31年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」, 「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」, 「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」, 「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-194の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①, 不開示部分③及び不開示部分④

昭和28年11月当時又は昭和29年2月当時、日本が提案していた請求権相互放棄に関する具体的解決策（上記ア(イ) a (a)に係るもの）であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの

(イ) 不開示部分②

昭和29年当時、米国のあつせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(イ) a (b)に係るもの）であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば、上記回答の案文は、米国に提示された後、米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

ウ 以上の諸点を総合すれば、通し番号1-194の文書の不開示部分に記録されている情報は、「日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであって、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるもの又はこれと同趣旨のもの」であり、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるな

どのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-194の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-194の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-194の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-195

第1 前提事実(各論)

通し番号1-195の文書(文書1684)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年9月15日付け「バーネット国務次官補代理の内話に関する件」と題する内部文書であり、バーネット国務次官補代理と外務省アジア局長との間で行われた日韓会談に関する内話の概要が記録されている。

このうち不開示部分は、3ページ(-3-)5行目から12行目までの約7行分であり、日本政府が経済協力として韓国側に対して供与する金額につき、韓国側から要求された具体的な金額及びその要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方針が記録されている。

(乙B154)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-195の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算